

阿見町児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例

我が国の日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれているとおり，人は生まれながらに平等であり，ひとりの人間として尊重されなければなりません。しかしながら，今なお，不当な差別や人権侵害が存在し，特に児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等が大きな社会問題となっています。

阿見町でも，こうした虐待や暴力等は身近にあり，その生活や生命を脅かす可能性がありますと考えられます。こうしたことから，町民，町及び関係機関がその責務や役割を果たしながら協力し，解決にあたっていくことが必要です。

阿見町住民がお互いの人格と人権を尊重し合い，支え合うことで虐待や暴力等を根絶し，安心して笑顔で生活できることを願い，この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は，児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等(以下「虐待・暴力等」という。)を防止するとともに，虐待・暴力等に対する取組を強化し，児童，障害者及び高齢者並びに配偶者等を持つ者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為をいう。
- (2) 障害者虐待 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に掲げる行為をいう。
- (3) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第4項及び第5項に掲げる行為をいう。
- (4) 配偶者等からの暴力等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に定める配偶者からの暴力及び婚姻には至っていないが交際関係にある者又はあつた者からの同項に規定する身体に対する暴力その他配偶者等から受けるドメスティック・バイオレンスをいう。
- (5) 配偶者等 婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに婚姻には至っていないが交際関係にある者及びあつた者をいう。
- (6) 町民 町内に住所を有し，若しくは勤務し，若しくは在学する者又は町内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (7) 関係機関 関係行政機関，保健・福祉サービス実施機関，医療関係機関その他虐待・

暴力等の防止に係る機関をいう。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、次条に規定する町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 町民は、虐待・暴力等又は虐待・暴力等が疑われることを発見したときは、速やかに町又は関係機関に通報し、又は相談しなければならない。

3 町民は、行政区活動等を通じて地域において相互に協力し、虐待・暴力等のない安心して暮らせる地域社会づくりに努めるものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、虐待・暴力等防止等施策として、次に掲げる施策を行う。

(1) 虐待・暴力等の防止に関すること。

(2) 虐待・暴力等を受けた者(当該者が未成年者、成年被後見人等である場合は、その法定代理人等を含む。)に対する支援に関すること。

(3) 町民が行う虐待・暴力等の防止につながる地域社会づくりに対する支援に関すること。

2 町は、町民及び関係機関と連携し、虐待・暴力等防止等施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(関係機関の責務)

第 5 条 関係機関は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 関係機関は、第 3 条第 2 項に規定する町民からの通報又は相談を受けたときは、速やかに町に報告等を行うものとする。この場合において、関係機関は、必要があると認めるときは、第 8 条第 2 項に規定する協議の場を設けるよう町に要請することができる。

(啓発活動)

第 6 条 町は、虐待・暴力等防止等施策に対する町民の意識向上を図るため、啓発活動を推進する。

(相談窓口の設置)

第 7 条 町は、虐待・暴力等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置する。

2 町は、相談の内容に応じて必要があると認めるときは、関係機関と連携し、及び次条第 1 項又は第 2 項に定める協議の場を設けて対応するものとする。

(情報の共有等)

第 8 条 町は、虐待・暴力等に関する情報の共有及び虐待・暴力等防止等施策の充実を図るため、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署が協議をする場を設ける。

2 町は、虐待・暴力等の解決及び被害者支援の充実を図るため、情報を共有し、及び連携する必要があると認めるときは、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署及び関係機関が協議をする場を設ける。

(守秘義務)

第 9 条 町及び関係機関は、業務に関し知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 通報又は相談に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(公表)

第 10 条 町は、毎年、虐待・暴力等の発生状況、通報や相談の状況、町の虐待・暴力等防止等施策の実施状況その他の町内における虐待・暴力等に係る状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(条例の見直し)

第 11 条 町は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに又は必要に応じて、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況及び虐待・暴力等防止等施策のあり方について検討して、必要があると認められる場合には、この条例の見直しを行うものとする。

2 町は、前項の規定により条例の見直しを行うにあたっては、町民の意見を聴取しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。